第二次世界大戦前後の学校制度の変遷について

The Changes of the School System in Japan in the 1940s

大　田　邦　郎

Kunio OTA

はじめに

第二次世界大戦前後の初等・中等教育における教育課程の改革は，戦時体制という制約のもとにありながらも，20世紀初頭以来の新教育運動の日本における展開を背景として，かつ，教科書編纂者個人の思想と力量とをもって具体化された(1)。このことの是非をいまの時点で論じようとは思わないが，それにしても今般の教育課程の改訂に関する議論のほとんどが，教育内容の量の問題―減らすか減らさないか―に終始して，教育内容の質については無関心であることを思うと，文字通り隔世の感がある。

私はこの時期の初等・中等教育の教育課程の改革について研究しているものであるが，たとえば中等学校の数学の場合，この時期には微積分が初めて取り入れられたというように，現在の中等教育の内容につながるものが多く採用されている。そこで，この時期の教授要目や教科書の成立過程とその内容，そしてそれらの実施状況についての調査を行っているところである。

ところが，中等学校の制度と教育課程のたびかさなる変更とそのための移行措置とが輻輳していて，何年度のどの学年ではどの教授要目のどの教科書が使用されていたのかというような，基本的なことが大変わかりづらい。そもそも，この時期の学校制度の変遷に関してさえ，正確でまとまった記述のあるものが見あたらないのである。

文部省『学制百年史』をはじめ，教育史関係の文献にもあたってみたが，たとえば昭和18年の中等学校令による修業年限の短縮の実施状況や，昭和23年度からの新制高等学校の発足とその移行措置（とくに「併設中学校」）などについて，断片的な情報は得られても全体像を把握できるまでにはいたらなかった。

そこで，個々の法令や資料(2)に当たって調べ始めたのであるが，これがなかなか大変な仕事であった。旧制中等学校から新制高校への移行措置について，法令で定められた措置が実際にはどのように適用されたかを確認するためにいくつかの高等学校の校史を見てみたが，旧制から新制への移行過程がわかるものは稀であった。

旧制高等学校・大学についても，法令では戦時中に修業年限を半年短縮したことになっているが，その具体的な実施状況については，『東京大学百年史』のいくつかの部分をつなぎあわせてみて，ようやく知ることができた。

また，学会や研究会などの折に当時の中学校や高等女学校に通っていた人たちに話を聞いても，自分が何年度にどの校種の何年生で，卒業したのは何年かを記憶してはいても（昭和22・23年度の「併設中学校」などになるとそれもあいまいになったりするが），それがどういう制度にもとづく措置であったかを認識しているとは限らなかった。

こうしてみると，戦中・戦後の学校制度の変遷に限ってではあっても，その全体が見通せるようなまとまった資料を作成しておくことが必要であり，それは，今後さらに当時の教育課程等の研究をすすめていくうえでも有益であると考える。

---

(1)　藤富康子『サイタサイタサクラガサイタ』（朝文社，1990年）など参照。

(2)　法令等については『近代日本教育制度資料』（講談社，1956～58年），校史等については国立教育研究所附属図書館所収の資料を主として利用した。

1　学年進行図について

(1)　学年進行図の例

本稿では，学校制度の変遷を示すために，縦軸に学校年度，横軸に学年（年齢）をとった座標平面の上に，個人の学年進行過程を表わしたグラフを用いる。

この方法は，板倉聖宣氏が『日本科学史体系 第8巻 教育1』(1964年，第一法規）で図年表「最高学府への進学コース」を作成する際に用いたものである。このグラフを，ここでは「学年進行図」と呼ぶことにしよう。

図１は，学年進行図について説明するための簡単な例である。縦軸に昭和35年度から50年度までの学校年度を，横軸に小学校１年から大学４年までの学年をとった座標平面がベースになっている。

この座標平面上に，昭和35年度に小学校へ入学し，高校卒業後１年浪人して，昭和48年度に大学に入学したという場合の学年進行過程を表わしてみた。通常は１年ごとに１学年ずつ進級していくから，個人の学年進行過程は，［下に１つ，右に１つ］ずつ進む右下がりのグラフになる。

ただし，留年したり浪人したりした場合は，将棋の「桂馬飛び」のように［下に２つ，右に１つ］進むという形に，また，飛び級の場合は［下に１つ，右に２つ］進むという形になる。

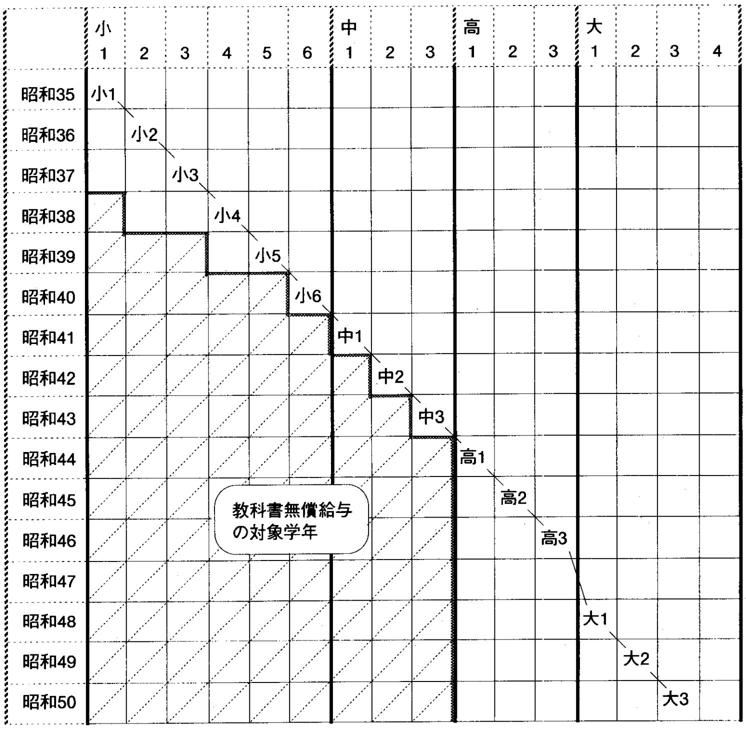

［図１　学年進行図の例］

この時期は現在と同じく基本的には単線型の学校制度であるから，ベースとなる座標平面も単純である。しかし，学校制度に大きな変更があった時期などは複雑になる。また，教育課程や教科書の改訂などをこの図に表わす[3]ことで，各年代の子どもたちがどの学年でそれらの対象となったかということなども見て取ることができる。

その簡単な例として，義務教育における教科書無償化の実施状況を図１の上に表わしてみた。これを見ると，昭和35年度に小学校に入学したものは，中学校卒業まで教科書無償給与の対象とはならなかったことがよくわかるだろう。

その１学年下の，昭和36年度入学者はどうだろうか。図の昭和36年度の小学校1年のところから右下へ進むグラフを書き込んでみると，小学校５年から中学校３年まで教科書が無償であったことがわかるだろう。同様にして，昭和37年度入学者は小学校３年から中学校３年まで，そして昭和38年度以降の入学者が小学校１年から中学校３年まで無償であることも，読み取ることができるだろう。

(2)　第二次世界大戦前後の学年進行図

文部省『学制百年史』には，いくつかの年度の「学校系統図」[4]がある。これは学校制度の変遷を断面的にみるもので，各時期の学校制度の全体像を詳しく見るにはよいとしても，歴史的な変遷の過程，とくに個人の学年進行過程を把握することは困難である。

(3)　板倉聖宣編著「学校と試験」(『週刊朝日百科 日本の歴史103』1988年，朝日新聞社)，永田英治『理科教育研究入門』(1992年，あゆみ出版)，長崎栄三「中学校数学教育の新しいパラダイムの出現」(『学芸大数学教育研究』第7号，1995年）などがある。

(4)　文部省『学制百年史 資料編』(1972年，帝国地方行政学会）335〜345ページ。

また，同書には「新学制実施の経過一覧」という表があり，昭和21～26年度の中等学校制度の移行過程における学年進行の過程を樹形図的に示している。しかし，この表は繁雑で読み取りにくく，誤りも含んでいる(5)。また，この表からは学校制度の構造を把握することが困難である。

そこで，第二次世界大戦前後の学校制度を「学年進行図」に表わしたものが次のページの図２である。この図には，各年度ごとの学校制度とその変遷の過程，およびその中での個人の学年進行過程を統一的に把握できるという利点がある。

ただし，旧制度のようないわゆる複線型コースは，ひとつの図に表わそうとすると複雑になる。図２においては，大学まで進学するコースを中心とせざるを得なかった。青年学校や師範学校などへ進む場合の学年進行図については，いずれ別の機会に作成してみたい。

以下，作図にあたっての基本的な考え方や，技術的な面について述べておこう。

(i) 図に表わす時期は，国民学校制度が発足した昭和16年度から旧制大学の最終年度である昭和28年度までを中心にして，その前後の数年ずつを加えた。また，学年は義務教育入学から大学卒業までを対象とし，その前後は省いた。なお，各学校の課程は標準的なものだけを表わした。

(ii) 旧制度においては，初等教育6年の後に進む学校として，主として高等小学校または国民学校高等科（ともに２年制）と，中等学校（５年制の中学校および４～５年制の高等女学校・実業学校）があった(6)。新制度への移行にあたってはこの部分もかかわってくるので，図では両者を重ねて表わした。

(iii) 旧制高等学校は，旧制中等学校５年の後に配置した。旧制では高等学校と大学予科の入学資格は中学校４年修了（いわゆる四修）(7)であり，文部省作成の「学校系統図（大正８年）」も中学校４年の上に高等学校を配している。しかし，実際には四修で進学するものは少なかった。また，旧制専門学校の入学資格は，男子は中学校５年卒業（いわゆる五卒），女子は４年制以上の高等女学校卒業(8)であったし，５年制の実業学校もあったのである。

(iv) 図１では縦軸に４月からはじまる学校年度をとったが，図２では１月からはじまる暦年をとった。細い点線の横線が暦年の区切り，実線の横線が学校年度の区切りを表わしている。これは，戦時下における旧制高等学校・大学の修業年限の短縮措置により，９月や12月に卒業という事態が生じたために，暦年と学校年度を区別して表わす必要があるからである。

本稿の目的は図２を作成することでほぼ尽きており，以下の解説は図２の注のようなものである。しかしながら，図２は多数の史料や文献の中に断片的に埋もれていた情報を集積し構造化した結果であり，その「注」もまたしかりである。

ただし，作図にあたっては標準的でないケースを大幅に省略せざるを得なかった。そのかわり，できるだけ単純化して見やすい学年進行図を書くという作業を通じて，基本的な構造がよく見えてきた部分も少なくないのである。

---

(5) 同上『学制百年史記述編』726ページ。たとえばこの表では昭和25年度に中等学校5年生がいたことになっているが，文部省の統計では，中等学校は昭和24年度に７校（生徒数計209名）残っていたのが最後である。なお，この表の初出は文部省『新制義務教育の10年』（1958年）である。新学制への移行過程をもっとも詳しく解説したものとして，山内太郎編『戦後日本の教育改革5 学校制度』（1972年，東大出版会）があるが，やはりこの表をそのまま引用している。

(6) この他，２年制の青年学校普通科があった。旧制度最後の昭和21年度には，各学校の１年生の概数は，国民学校高等科105万人，中等学校56万人（うち中学校17万人，高等女学校23万人，実業学校16万人），青年学校普通科４万人で，計165万人であった。なお，中等学校については高等小学校卒業を入学資格とする３年制のものもあった。

(7) 大学予科は，通常は3年制で高等学校と同等であったが，中学校５年卒業を入学資格とする２年制の予科も認められていた。

(8) 『学制百年史』の学校系統図には，高等女学校から専門学校へ進むコースが欠落している。なお，昭和18年の中等学校令により高等女学校には修業年限２年の高等科が設置されたが，これも高等教育段階に属する。

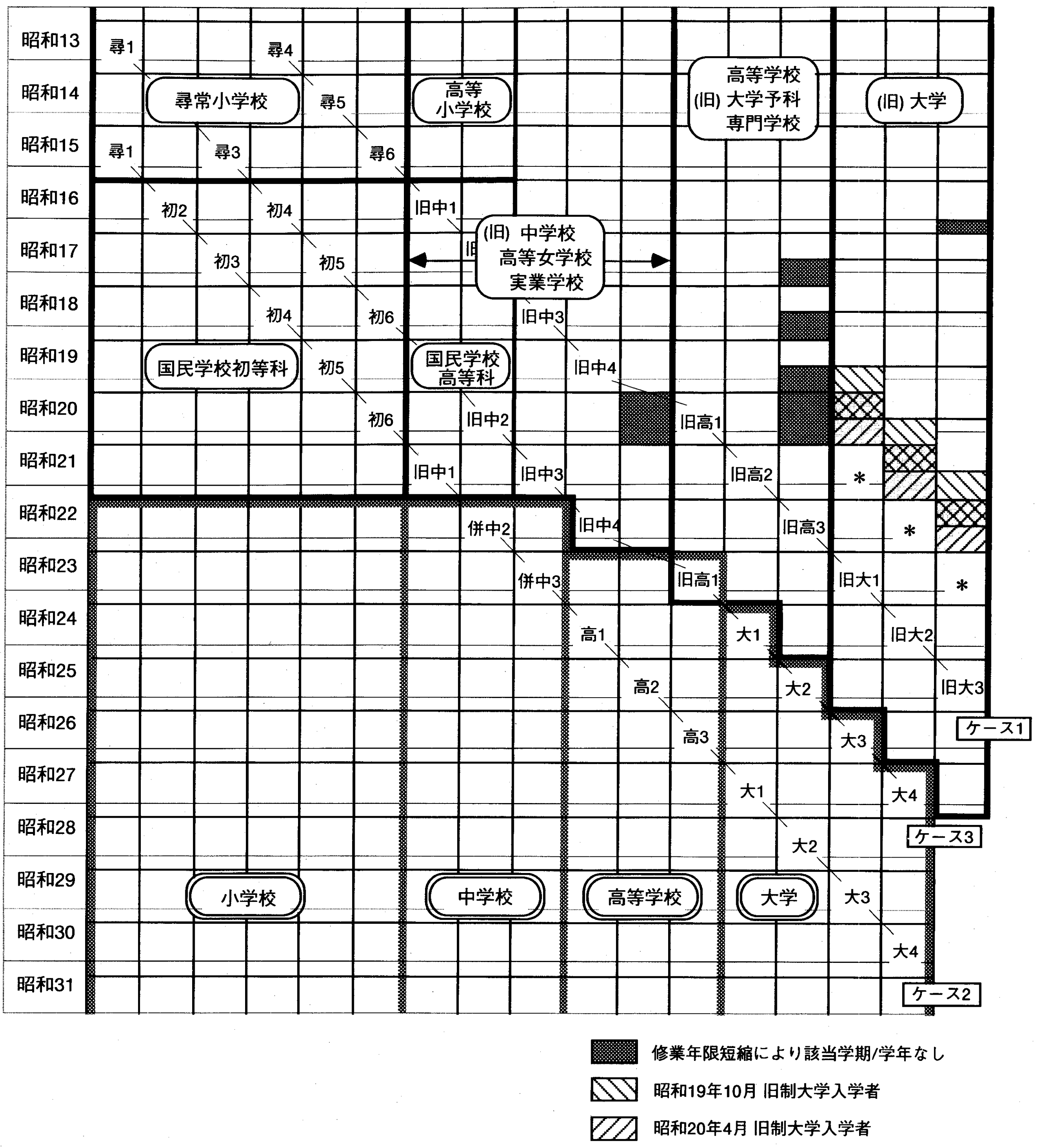

［図2　第二次世界大戦前後の学年進行図］

2　旧制中等学校から新制中学校・高等学校へ

(1)　旧制中等学校の修業年限短縮

昭和18年の中等学校令は，それまでの中学校令，高等女学校令，実業学校令を一本化したものであるが，これは，戦時体制下において中等学校の修業年限を5年から4年にしたものでもあった。そして，この修業年限の短縮は昭和18年度以降の入学者から適用することとされていたから，実際に中等学校から5年生がいなくなるのは昭和22年度以降のはずであった。

ところが，戦争の激化のために昭和19年の「決戦非常措置」によって在校生の修業年限も短縮[9]となった。図2で昭和20年度の中等学校の第5学年の部分が空白（黒塗り）になっているのは，この学年が存在しなかったことを示している。この措置により，5年制中等学校の昭和19年度の4年生は，昭和20年3月の4年修了時点で繰り上げ卒業となった。したがって，この年には4年生と5年生をあわせて，2学年分まとめての卒業式が行なわれたのである[10]。

図2には，昭和16年度に旧制中学校に入学し，昭和20年に4年で卒業して旧制高等学校に進学した場合のグラフ（ケース1）を示してある。中学校5年を飛ばしているので，［下に1つ，右に2つ］の飛び級の形である。このケースに限らず，いわゆる四修で高等学校へ進学した場合はこのような飛び級の形のグラフになる。

中等学校の修業年限は敗戦後に「延長」となり，在学生から適用された。図2でも，昭和21年度以降の第5学年の部分が復活している。ただし，昭和20年度に4年生であったものは，希望すれば昭和21年3月に4年で卒業できるという特例が設けられた[11]。前身が旧制中学校のある高等学校（東京都立）の記録によれば，昭和17年度の入学者について，昭和21年3月に4年生34名，昭和22年3月に5年生103名の卒業式をそれぞれ行なっている。

(2)　新制中学校と新制高等学校の発足

戦後の新学制では，中等教育段階に中学校と高等学校が設置された。これらの名称は旧制のものを引きついではいるが，中身は異なっている。旧制中学校（および高等女学校・実業学校）の大半は新制高等学校へ（一部が新制中学校へ）移行し，旧制高等学校は基本的に新制大学に移行したのである。

新制高等学校の発足は昭和23年度であり，小・中学校の昭和22年度の発足から1年遅れている。これはなぜだろうか。もちろん，昭和22年度は新制中学校を発足させるだけでも大変で，高校どころではなかったのであるが，図2を見ると，高等学校の1年遅れの発足にもそれなりの意味のあることがわかる。

新制中学校は，実質的には国民学校高等科を2年から3年に延長して義務化するという意味合いが強い。すなわち，図2からも見て取れるように，昭和21年度の国民学校高等科2年生は昭和22年度に新制中学校3年生に進むことができた。そして，昭和23年に彼らが中学校を卒業するのを迎え入れる形で，新制高等学校が発足した。すなわち，新制高等学校は旧制中等学校の単なる衣替えではなく，新制中学校卒業生に対する入学考査という手続きをも踏まえて発足したのである。

この1年遅れの発足のために，昭和22年度には新制中学校と旧制中等学校とが併存するという形になった。そして，この年には，国民学校初等科の最後の卒業生があたらしく義務教育となった中学校へ進学したために，旧制中等学校は新入生を迎えることができなかった。

公立の新制高等学校の多くは，旧制中等学校の最初の3年を新制中学校として切り離し，残りの2年を3年に延長する形で発足した。したがって，昭和22年度からすでにその移行過程がはじまっているのである。

---

(9)　修業年限の短縮措置ばかりでなく，昭和19年度から中等学校生徒は勤労動員され，さらに昭和20年4月からは1年間授業停止となった。もちろん，これらの措置は敗戦後ただちに解除された。

(10)　旧制高等学校の入学資格は前述のように旧制中学校4年修了であったが，4年終了時に受験に失敗しても，引き続き5年生に進級することができた。しかし，昭和20年には4年で卒業しなければならなかったので，受験に失敗した場合は浪人せざるを得なかった。さらにこの年には，旧制専門学校の入学資格が中学校5年卒業者に加えて4年卒業者にも認められたから，受験者が大幅に増えた。昭和20年度の高等教育への進学は，4年卒業者にはもちろんのこと，5年卒業者にとってもきびしいものであった。

(11)　昭和21年3月には中学校5年卒業者がいなかったが，昭和21年度はこの年の4年卒業者に加えてそれまでに中等学校4年を修了したものにも上級学校への入学資格が認められた。なお，旧制大学予科が昭和21年度から，旧制高等学校が昭和22年度から，それぞれ女子の入学を認めている。

(3)　新制高等学校への移行と併設中学校

図2では，昭和22年度の旧制中等学校には4・5年生のみ在籍していることになっている。それでは，この年に旧制中等学校2・3年生に進級するはずであった生徒たちはどこへ行ったのだろうか。

昭和20・21年度に旧制中等学校に入学したものが新制高等学校に進学するためには，制度上，いったん新制中学校を経ることになった。しかしながら，彼らは国民学校初等科卒業後に入学試験を受けて旧制中等学校へ入学したのである。新学制への移行にあたり，新制高等学校発足時に旧制中等学校に在籍しているものは，無試験で新制高等学校の生徒に振り替えられることになったが，このことは昭和20・21年度の入学者にも適用されなければならない。

ここで採用された移行措置が，「併設中学校」という制度である。新制高等学校に移行する予定の旧制中等学校には，昭和22年度に併設中学校が形式的に設置され，2・3年生が在籍することになった。すなわち，市町村立の新制中学校と別に，都道府県立の旧制中学校併設中学校，高等女学校併設中学校，実業学校併設中学校が存在したという形である(12)。

併設中学校は制度的には新制中学校であり，教育課程も新制中学校のものが適用された。教科書も昭和22年度以降に発行された新制中学校用のものを使用した。とはいっても，生徒たちの通う学校は今まで通りの旧制中等学校であり，学校制度としての併設中学校とは，看板だけのものであった。

昭和23年度に母体の旧制中等学校が新制高等学校に移行(13)すると，併設中学校はこの年には新制高等学校に併設となって3年生だけが在籍した。したがって，この時期には同じ学校に通っていても毎年のように校名が変わったことになる。たとえば昭和21年度入学者の学年進行はつぎのようになる。

昭和21年度　○○中学校（○○高等女学校等）1年生
昭和22年度　○○中学校（○○高等女学校等）併設中学校2年生
昭和23年度　○○高等学校併設中学校3年生
昭和24年度　○○高等学校1年生

図2には，この昭和21年度の中等学校入学者が併設中学校を経て新制高等学校へ進んだという場合（ケース2）も示しておいた。この年代の人たちはまた，尋常小学校に入学して国民学校初等科を卒業したという経験も持っていることが，図2からもわかるだろう。

(4)　事実上の「6年制中等学校」

図2からは，昭和22年度の旧制中等学校5年生が，昭和23年4月に新制高等学校3年生に振り替えられたように読み取れる。もちろんそれはひとつの標準的なコースではあるが，昭和23年3月に旧制中等学校を5年で卒業して教育を終えるということを選択することもできた。

さきほどのある高校の例では，卒業生名簿では昭和23年3月に144名が卒業し，昭和24年3月には卒業生なしとなっている。しかし，校史では昭和24年3月に新制高校第1回卒業式があって64名が卒業したことになっている。その前後の学年の卒業生数が130～160名程度であることからみて，同学年の144名のうち80名が昭和23年3月に旧制中学校を5年で卒業し，あとの64名が新制高等学校3年生に進んで，昭和24年3月に新制高等学校第1期生として卒業したものと考えられる。

また，昭和23年度には旧制高等学校が最後の入学試験を行なっており，昭和23年3月に旧制中学校・高等女学校を卒業（または4年修了）して旧制高等学校へ進学するという道も存在した。図2において，昭和23年度の旧制

---

(12)　東京都の場合，64の旧制都立中等学校に併設中学校が設置された。一方，私立の旧制中等学校の大部分は新制への移行の際に中・高併設校となったため，「併設中学校」の形式的な設置は必要がなかった。

(13)　一部の旧制中等学校は昭和22年度から新制中学校に移行したが，この場合，4・5年生は近くの旧制中等学校に無条件で転校することができた。また，旧制中等学校で，新制の中学校にも高等学校にも移行せずに廃校する場合は，昭和23年度以降もひきつづき旧制中等学校の形態を保つことが認められた。この場合も新制高校への移行を希望する生徒は無条件に転校できた。

高等学校１年生と新制高等学校３年生の部分とが重なっているのは，このことを表わしている。

おもしろいことに，昭和18年度から21年度までに旧制中等学校に入学した世代の人たちは，図２からも読み取ることができるように，国民学校初等科を卒業後，さらにまた６年間を同じ学校で過ごすことができた。これは新制高等学校の１期生から4期生までにあたり，昭和24年から27年までに卒業した世代(14)に限られている。

すなわち，いまからおよそ半世紀前にも事実上の「６年制中等学校」が存在したわけである。現在，６年制中等学校の試みがはじまりつつあるが，これらの試みは，この半世紀前の「実験」結果についての検討をふまえてのことではないようである。

(5) 複線型から単線形へ

戦後の学制改革の大きな特徴に，複線型の学校制度から単線形の学校制度への転換がある。とくに，旧学制では初等教育６年を終えたあとの進路が複線型になっていたが，これが新学制では義務制の中学校に一本化された。

このことはよく言われていることであるけれども，図３からその移行過程を見てみると，複線が単線に乗り入れる過程がよく捉えられる。

図３は，図２の一部を拡大したものであるが，縦軸は学校年度とした。図３で網かけにした部分が，複線型から単線型への移行を典型的に表わしている。

すなわち，昭和20年３月および昭和21年３月に，国民学校初等科を卒業したあと，いったんは旧制中等学校と国民学校高等科とに分かれて進んだ２つの年代の人たちが，新制高等学校入学の時点で合流したという図になっているのである。

網かけ部分の中でも，ひとつのマス目が上下に分かれている部分が２つの典型的なコースを表わしている。上段は，旧制中等学校へ進んだあと，併設中学校を経て新制高等学校へ進んだコースである。そして，下段は国民学校高等科に進んだあと，新制中学校を経て新制高等学校へ進んだコースである。前者についてはすでに(3)で述べたので，ここでは後者を中心にみていこう。

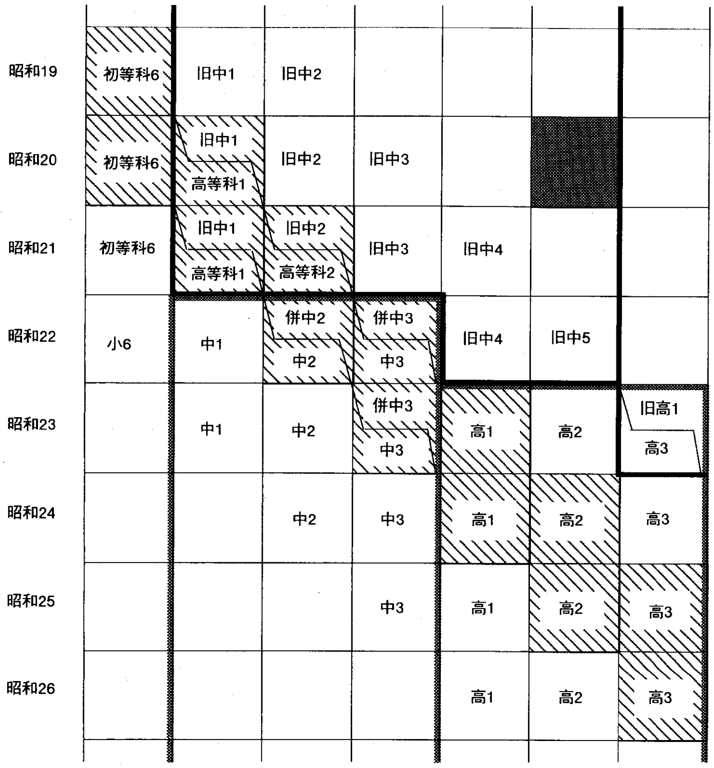

[図３　新制高等学校への移行過程]

昭和21年度に国民学校高等科２年生であったものは，昭和22年３月に高等科を卒業して学校教育を終えてもよいし，４月から新制中学校の３年生になることもできた。また，昭和21年度に国民学校高等科１年生であったものは，昭和22年３月限りで学校教育を終えてもよいし，４月から新制中学校の２年生になることもできた。この年代の人たちにとって，新制中学校への就学は義務ではなかった(15)のである。

もっとも，実際には高等科２年で終えたケースが女子に多少見られるが，多くは新制中学校へ進んだようである。そして，図３からもわかるように，新制中学校を卒業したあと昭和23・24年度に新制高等学校へ進むことも

(14) ただし，昭和18年度中等学校入学者の場合，さきのある高校の例ではおよそ半分が旧制中学校５年で卒業しており，昭和20・21年度入学者の場合は，昭和23・24年度に新制中学校から入学試験を受けて高校に入学してきたものと，後半の高校３年間を一緒に学んでいる。したがって，ほぼ純粋に６年間を同じ顔ぶれで過ごしたといえるのは，昭和19年入学者の年代だけではあるが。

(15) 新制中学校の義務制は，昭和22年度の１年生から学年進行で実施された。

(16) 当初は文部省通達で，志望者が定員を超えた場合に，学力検査ではなく新制中学校からの報告書で選抜を行なうこととされた。

可能になった。ただし，彼らには入学考査[16]を受ける必要があった。

新制高等学校の側から見れば，併設中学校からの持ち上がり組に加えて，新制中学校からの「選抜」組をも受け入れることになった。両者は，途中の経路は異なっていても，高校1年生になった時点でまったく同等になったのであった。

ここで重要なことは，国民学校初等科を卒業後，いったんは国民学校高等科に進んだ人たちが，新学制の施行によって高校，さらには大学まで進学することが可能になったのはもちろん，高等女学校や実業学校に進んだ人たちにとっても，新制高校へ振り替えられたことによって，新制大学へ進学する道も開けたということである。彼らにとって，このことは，昭和20年3月の国民学校卒業時には思いもよらなかったであろう。

3　旧制高等学校・大学から新制大学へ

(1)　旧制高等学校・大学の修業年限短縮

旧制中等学校よりも一足早く，昭和16年度から旧制高等学校・大学の修業年限の臨時短縮措置がとられた。図2にも表わされているように，まず，昭和16年度の旧制大学3年生が，3か月繰り上げて12月に卒業した。

さらに昭和17年度以降は，旧制高等学校・大学等の修業年限を6か月短縮することになり，これは在学生から適用された。このことについて，『学制百年史』には「高等学校と大学でそれぞれ半年ずつ短縮」[17]と書かれているが，これは誤りであろう。図2からもわかるように，正しくは「高等学校と大学のいずれかで半年短縮」されたのである。

図2のこの部分は，『東京大学百年史』[18]の数か所の記述を総合して作成したものであり，大学によって臨時短縮措置の適用の仕方には若干の相違があるかもしれない。しかし，ある大学からの問い合わせに対して文部省が「高等学校と大学を合わせて5年半とする」と回答した記録が残っていることからも，「高等学校と大学のいずれかで半年短縮」にまちがいないはずである。

ともかく，東大の場合は昭和17年度に各学年とも半年短縮して，9月末で終了または卒業となった。図2では，通常の1学年が正方形のマス目で表わされるところが，半分の長方形になっている。

図2の学年進行図とあわせて，図4の表でも各学年ごとの修業年限の短縮の様子を表わしてみた。この表では学校制度が把握しづらいが，どの学年が，いつ，何か月短縮されたかがわかりやすい。

昭和17年度からは高等学校も半年短縮になり，9月卒業者が10月に旧制大学に入学して，10月から新しい学年度がはじまった。しかし，その後は大学における修業年限の短縮はなく，10月入学の場合は3年後の9月卒業というように，大学での3年間の修業年限は確保されている[19]。

旧制高等学校入学年度→

	昭11	昭12	昭13	昭14	昭15	昭16	昭17	昭18	＊	昭19
昭和11	高1									
昭和12	高2	高1								
昭和13	高3	高2	高1							
昭和14	大1	高3	高2	高1						
昭和15	大2	大1	高3	高2	高1					
昭和16	大3	大2	大1	高3	高2	高1				
昭和17		大3	大2	大1	高3	高2	高1			
昭和18			大3	大2	大1	高3	高2	高1		
昭和19				大3	大2	大1	高3	高2		高1
昭和20					大3	大2	大1	大1		高2
昭和21						大3	大2	大2	大1	高3
昭和22							大3	大3	大2	大1
昭和23									大3	大2
昭和24										大3
昭和25										
大卒年月	16.12	17.9	18.9	19.9	20.9	21.9	22.9	23.3	24.3	25.3
短縮期間	3月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	12月		なし
短縮学年	大3	大3	大2	大1	高3	高2	高3	高3		

＊ 昭和21年度の旧制大学の入学試験は、浪人生等が対象。

［図4　旧制高等学校・大学の修業年限短縮］

(17)　文部省『学制百年史　記述編』(1972年，帝国地方行政学会) 593ページ。

(18)　東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 通史二』『同 通史三』(1985・1986年，東京大学)。

(19)　ただし，入営者のための「仮卒業」や，早期単位修得者の「臨時卒業」など，制度外の措置がとられたことはあるようだ。

(20)　修業年限の短縮ばかりでなく，昭和18年10月からは大学，大学予科，高等学校，専門学校の各学生に対して在学徴集が開始された。いわゆる「学徒出陣」である。これに際して，昭和19年9月卒業見込みのものには仮卒業（修了）証書が交付され，除隊帰還後に補習を行なうこととされた。

さらに，昭和18年の高等学校令改正で，昭和18年度入学者から旧制高等学校の修業年限は制度として2年となった[20]。このため，昭和20年3月に旧制高等学校を2年で卒業したものが，4月に旧制大学に入学した。

このとき，昭和19年10月に入学した1年生と，昭和20年4月に入学した1年生とが共存するという事態が生じたのであった。図2では，昭和19年10月入学者を で，昭和20年4月入学者を で表わした。これらが重なった部分は，2学年分の学生が同一学年に共存していることを示している。図4では，横に同じ学年が半年ずれて並んでいる箇所である。

敗戦により旧制高等学校と大学予科の修業年限は3年に戻ったため，昭和21年3月には高等学校等の卒業者がいないということになった。そのため，この年の旧制大学の入学試験は既卒者（浪人）の他に，専門学校や高等師範学校，女子高等師範学校，高等女学校高等科などの卒業生にも開かれた。この年の入学者の学年進行について，図2および図4では＊で示した。

(2) 新制大学への移行と「飛び入学」

新制高等学校が，最初の新制中学校卒業生が出るのを待って発足したのと同様に，新制大学もまた，最初の新制高等学校卒業生が出るのを待って，昭和24年度に発足した。ただし，旧制大学の学生を新制大学に振り替えることはしなかったため，新制大学は学年進行の形をとって昭和27年度で完成し，昭和28年3月に最初の卒業生を出した[21]。

一方で旧制大学は，旧制高等学校の卒業生を収用するために昭和25年度まで入学試験を実施し，昭和28年3月に最後の卒業生を出すことになった。このように，旧制大学最後の卒業生と，新制大学最初の卒業生が，昭和28年3月に同時に卒業したということは，図2からも読み取ることができるだろう。

昭和23年度に旧制高等学校が入学試験を実施したのは，図2を見ると大変不自然である。前述のように，昭和22年度の旧制中等学校5年生は，昭和23年度には無試験で新制高等学校3年生に振り替えられたからである。さらに，図2からもわかるように，翌年の昭和24年度には旧制高等学校に2年生が存在しないのである。

じつは，昭和23年度に旧制高等学校に入学したものは，このことを承知のうえで入学したのであった。新制大学は，新制高等学校卒業のほかに旧制高等学校1年修了以上も入学資格としたので，彼らは，昭和24年度に新制大学に進学するつもりで入学したのである。

昭和23年度に旧制高等学校が入学試験を実施したのは，もうひとつの背景がある。それは，昭和22年度の最後の旧制中学校4年生にも，いわゆる四修での旧制高等学校受験を認めるということである。この場合，

昭和22年度	旧制中学校4年生
昭和23年度	旧制高等学校1年生
昭和24年度	新制大学1年生

という学年進行が可能であり，17歳で新制大学に入学できたのであった（ケース3）。ごく最近になってある大学が「飛び入学」を実施し，17歳の大学入学者が出ることになったが，新制大学発足の年にもこのことが可能であったことは，あまり知られていないようである。

また，旧制高等学校1年修了で新制大学を受験することができたために，昭和23年度の旧制高等学校2年生と3年生で，昭和24年度以降の新制大学の入学試験を受けるものも少なくなかった。昭和24年度の国立大学の入学試験は6月頃に実施されたから，この年に旧制大学の入学試験に失敗したものが多く受験した。翌年の昭和25年度に旧制大学に入学しても，昭和24年度に新制大学に入学しても，卒業年は同じであると考えてのことである。これは，1学年下の昭和23年度の旧制高等学校2年生にとっても同様であった。

---

21) 旧制大学の医学部は，修業年限が他学部よりも1年長く4年であったため，さらに1年遅れた。なお，旧制医学専門学校についても同様である。

おわりに

本研究は，1998年度文部省内地研究員として，また同年度の国立教育研究所科学教育センター共同研究員として，同研究所で行なった研究の一部をまとめたものである。主として，同研究所附属図書館所蔵の資料を利用した。

本研究を「学年進行図」に表わすにあたって，板倉聖宣氏（元国立教育研究所）にいろいろとお教えいただいた。また，蔵原清人氏（工学院大学），長崎栄三氏（国立教育研究所），橋本淳治氏（京都大学大学院生）にも多くの助言をいただいた。さらに，旧制中等学校に通っていた年代の方々にもお話を伺うことができた。この場をかりて，皆さんに謝意を表したい。